

# 居宅介護支援重要事項説明書

（令和　　年　　月　　日 現在）

（サービスの相談窓口）

- ・電話番号 0968-68-7771
- ・窓口担当者 松崎 薫（マツザキ カオル）

（事業所の名称及び所在地）

本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ・名称 居宅介護支援事業所 ドリーム
- ・所在地 熊本県荒尾市水野1556番地
- ・開設年月日 平成11年10月1日
- ・電話番号 0968-68-7771
- ・FAX番号 0968-68-7772
- ・管理者名 松崎 薫
- ・事業者指定番号 4350480028
- ・事業の実施地域 荒尾市、長洲町、玉名市、大牟田市

\* 上記地域以外でも ご希望の方は相談下さい。

（事業の目的）

第1条 医療法人 平成会が開設する、居宅介護支援事業所 ドリーム（以下「本事業所」という。）は、指定居宅介護支援の事業を行うものであり、居宅要介護者等が指定居宅サービス等の適切な利用等をすることができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、介護保険施設への紹介及びその他の便宜の提供を行い、もって地域住民の福祉の増進に貢献することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 本事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営する。

- 1 要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮する。
- 3 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立ち場にたって、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることないよう公正中立に行う。
- 4 市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等、指定特定相談支援事業者等との連携に努める。
- 5 正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒まない。

#### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第3条 本事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤・兼務）  
管理者は、本事業所の介護支援専門員その他の従業員の管理、指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握及びその他の管理を一元的に行う。
- 2 介護支援専門員 5名以上（専従・兼務含む）  
介護支援専門員は、居宅要介護者等からの相談に応じ、当該居宅要介護者等がその心身の状況に応じ、適切な指定居宅サービス等の利用等をすることができるよう、居宅サービス計画を作成すとともに、居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、介護保険施設への紹介及びその他の便宜の提供を行う。

#### (営業日及び営業時間)

第4条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日は、月曜日から日曜日及び、国民の祝日とする。
- 2 営業時間は、24時間体制を実施。  
①午前9時00分から午後5時30分・0968-68-7771「居宅介護支援事業所 ドリーム」  
②午後5時30分から午前9時00分・0968-68-7770「介護老人保健施設平成ドリーム館」  
\*②・施設職員から本事業所の介護支援専門員に連絡がつく体制をとっている。

#### (公正中立なケアマネジメントの確保)

第5条 居宅介護支援の契約時（重要事項の説明及び重要事項説明書交付）  
利用者より本事業所に対して次に掲げる事を可能であるとする。

- 1 複数の居宅サービス事業所の紹介を求める。
- 2 居宅サービス事業所をケアプランに位置付けた理由を求める。
- 3 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

#### (医療と介護の連携強化)

第6条 入院時における医療機関との連携を促進する観点から、本事業所より利用者へ次に掲げる事を依頼する。

- 1 入院時に、担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供する。

#### (利用者へのお願い)

支援事業者が交付するサービス利用票、居宅サービス計画書等は、利用者の介護に関する重要な書類なので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管して下

(サービス内容に関する苦情の連絡先)

本事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

- ・ 担当者 松崎 薫
- ・ 対応時間 平日 午前9時00分から午後5時30分

\*担当者不在の時の対応:担当者不在の時、当事業所の他の介護支援専門員がお受けします。

尚、当事業所以外に熊本県国民健康保険団体連合会においても、市町村や県との連携を行なながら苦情対応を行っています。

- ・利用者苦情相談窓口  
「熊本県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情・相談」  
〒 862-0911 熊本県熊本市東区健軍2丁目4番10号  
電話番号 096-214-1101  
FAX番号 096-214-1105  
受付日 月曜日～金曜日  
受付時間 午前9時00分から午後5時00分